

霧島市重層的支援体制整備事業 実施計画



令和8年4月 霧島市

霧島市重層的支援体制整備事業 実施計画

【目次】

I 重層的支援体制整備事業実施計画の策定に当たって		
1-1	計画策定の背景と趣旨	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の期間	3
1-4	計画の策定体制・過程	3
II 事業の概要と連携体制		
2-1	事業の概要	4
2-2	事業の連携体制	5
2-3	霧島市の重層的支援体制整備事業イメージ図	6
III 各事業の実施体制		
3-1	包括的相談支援事業	7
3-2	多機関協働事業	9
3-3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	10
3-4	参加支援事業	10
3-5	地域づくり事業	11
3-6	相談支援イメージ図	14
IV 会議体の設置と運営		
4-1	重層的支援会議と支援会議	15
4-2	重層的支援体制整備事業推進会議	15
V 事業の目標と計画の進行管理		
5-1	各事業の数値目標	16
5-2	計画の評価と進行管理	17

I 重層的支援体制整備事業実施計画の策定に当たって

1-1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などの社会構造の急速な変化により、8050問題やダブルケアなど地域住民が抱える生活課題が複雑化・複合化しています。

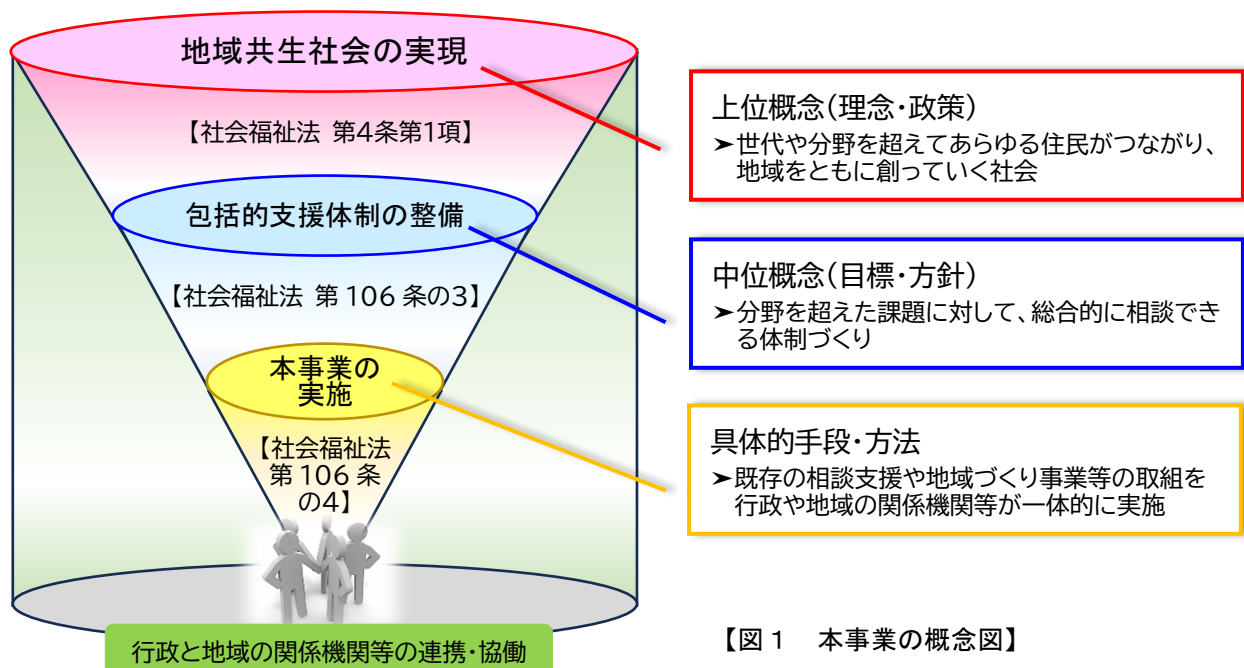
それに伴い、従来の高齢、障害、子ども、生活困窮といった単独の支援機関や既存の連携体制だけでは十分に対応できないケースが増加しています。

このような中、国においては、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」という新たな理念を掲げ、その理念を実現するための手段として、令和2年6月に社会福祉法を改正し「重層的支援体制整備事業」（以下「本事業」という。）を創設（令和3年4月施行）しました。

本事業は、市町村が既存の相談支援機関等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化するニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①属性を問わない相談支援」、「②参加支援」及び「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市においては、令和2年4月に、複数の悩みを抱えた市民の相談等に対応する包括的な相談支援体制として、「こども・くらし相談センター」を開設したものの、分野を超えての横断的な連携や情報共有の仕組みについては十分ではないという課題も存在します。また、支援を必要としているにも関わらず自ら相談につながる方ができない方、あるいは既存の制度では対応できない「制度の狭間」にある方への支援も求められています。

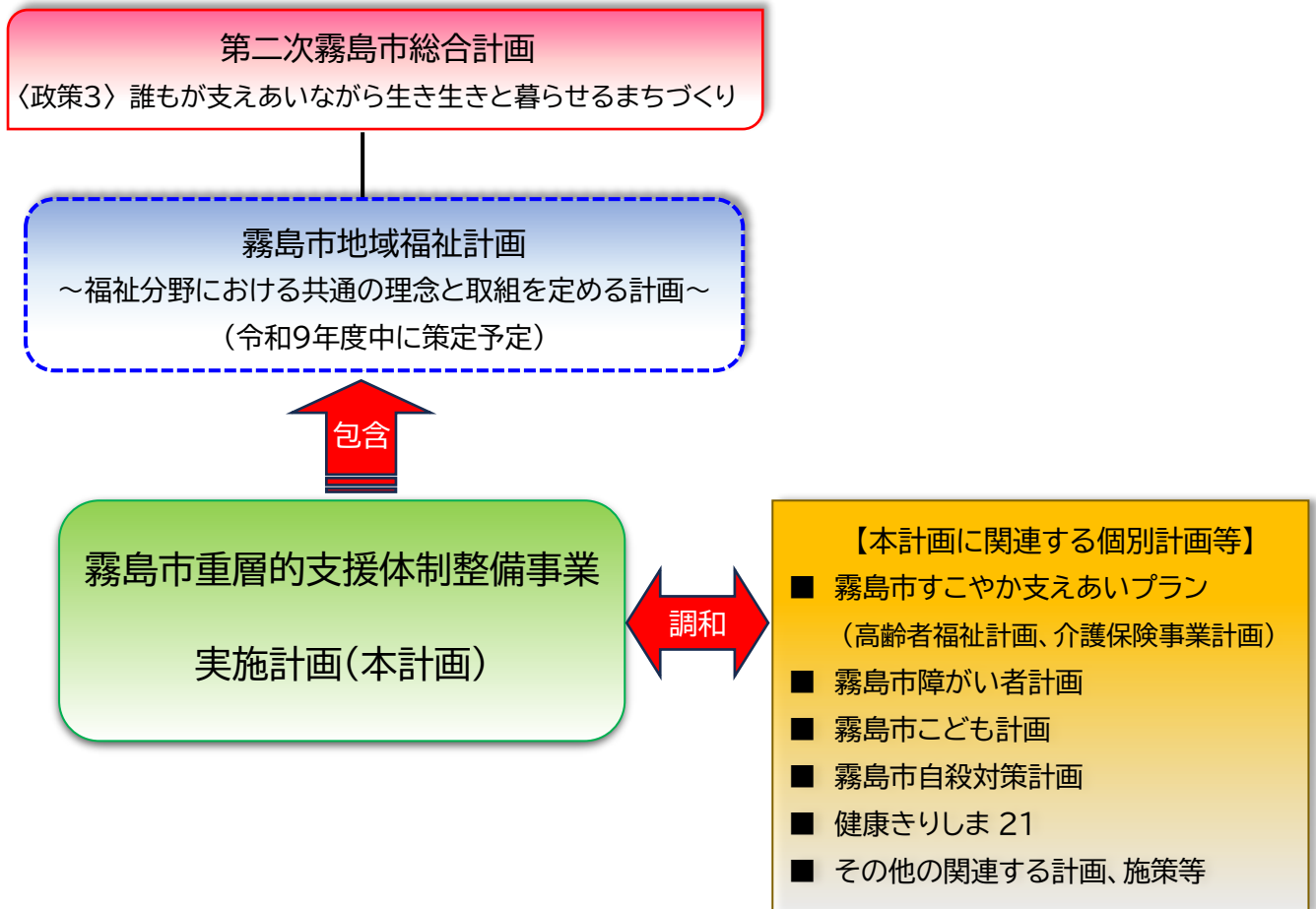
こうした状況を受けて、本市においても、これまで培ってきた各分野の相談支援体制や地域づくりの取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化するニーズに対して、より質の高い支援を提供するため、令和8年度から本事業を実施するとともに、本事業を適切かつ効果的に推進するため、霧島市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）の策定を行います。



1-2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき、本事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、福祉分野の上位計画として令和9年度中に策定予定の「霧島市地域福祉計画」に包含するまでの暫定的な計画とし、本市の最上位計画である「第二次霧島市総合計画」をはじめ、高齢、障害、子どもなどの各分野の個別計画等との調和や整合性を図りながら推進していきます。



【図2 本計画の位置付けと他の計画等との関係図】

1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、本事業を開始する令和8年度から令和9年度までの2年間とします。

なお、令和10年度以降は、上位計画に当たる「霧島市地域福祉計画」へ包含することとし、社会状況の変化や本事業の実績等も踏まえ、必要に応じて見直し等を行うこととします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域福祉計画		← 策定 →		→
重層的支援体制整備事業実施計画	← 策定 →	→		↑ 包含 ↓

【図3 本計画の計画期間】

1-4 計画の策定体制・過程

本事業は、属性を超えた包括的な支援を行うものであるため、行政内部での認識の共有と分野横断的な取組が必要不可欠です。そこで、本計画の策定に当たっては、「霧島市重層的支援体制整備事業実施計画策定委員会」を設置し、関係部局との連携・調整を図りながら策定を行いました。

また、行政のみならず、地域の関係機関等が本事業の理念や目指すべき方向性についての認識を共有し、連携体制や事業目標、評価の在り方等について、共に検討する必要があることから、本事業の主な委託先である霧島市社会福祉協議会にも参画いただき、意見を適切に反映するよう努めました。

Ⅱ 事業の概要と連携体制

2-1 事業の概要

本事業は、社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、「①属性を問わない相談支援」、「②参加支援」及び「③地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

「①属性を問わない相談支援」では、高齢、障害、子ども、生活困窮といった各分野の相談機関が連携し、全ての相談を包括的に受け止める体制を整備します。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した相談については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関内の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように調整します。自ら支援につながる事が難しい長期のひきこもり状態にある方や、必要な支援が届いていない方に対しては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により訪問等を行い、信頼関係を構築しながら適切な支援につなぎます。

「②参加支援」では、既存制度の対象外となる「制度の狭間」にいる方や、就労や福祉サービス利用に結びつかない方に対して、本人のニーズと社会資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを回復できるよう支援を行います。

「③地域づくりに向けた支援」では、世代や属性を超えて住民同士が交流したり、支え合ったりする基盤をつくることで、地域全体で社会的孤立を防ぐ仕組みを構築します。

このように、相談から参加支援、地域づくりまで複数の支援が重なり合いながら(重層)、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制の構築を図ります。

★：新規事業

3つの支援	事業名	法的根拠 (社会福祉法)	分野	運営形態	区分	
相談支援	地域包括支援センター運営事業	第106条の4 第2項 第1号	イ	高齢	委託	包括的相談支援事業
	相談支援事業		ロ	障害	委託	
	利用者支援事業(こども家庭センター型)		ハ	子ども	直営	
	自立相談支援事業		ニ	困窮	直営	
	★多機関協働事業	第106条の4 第2項 第5・6号	—	—	直営	多機関協働事業等
	★アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	第106条の4 第2項 第4号	—	—	委託	
参加支援	★参加支援事業	第106条の4 第2項 第2号	—	—	委託	
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業	第106条の4 第2項 第3号	イ	高齢	一部委託	地域づくり事業
	生活支援体制整備事業		ロ	高齢	委託	
	地域活動支援センター事業		ハ	障害	委託	
	地域子育て支援拠点事業		ニ	子ども	直営及び委託	
	★生活困窮者支援等のための地域づくり事業		—	困窮	委託	

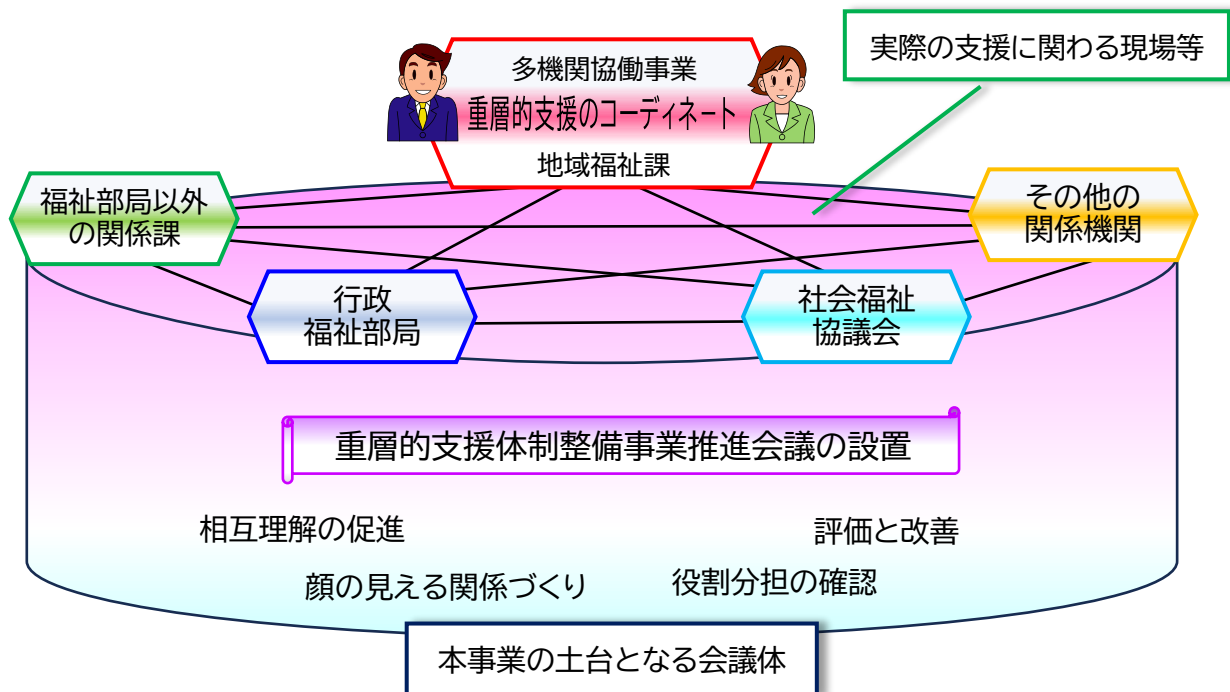
【図4 本事業の整理図】

2-2 事業の連携体制

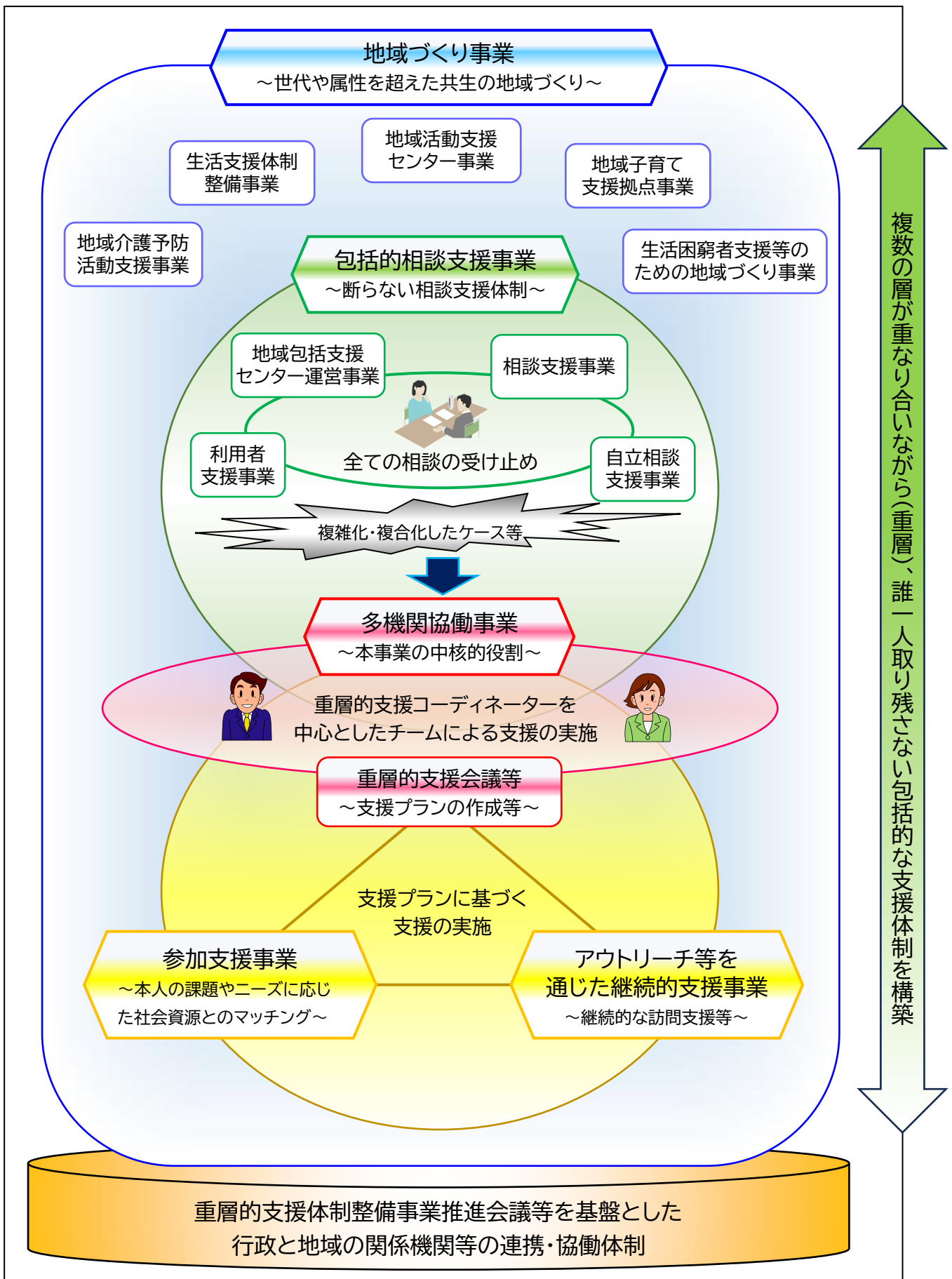
本事業では、高齢、障害、子ども、生活困窮といった複数の分野にまたがる事業を一体的に実施するため、円滑な連携体制の構築は、本事業の本質を実現するための最重要課題であると言えます。また、福祉分野だけでなく、保健・医療、教育、住宅、雇用など多岐にわたる部局との連携も想定されます。

加えて、多機関協働事業において複雑化・複合化した課題に対応するためには、行政だけでなく社会福祉法人や地域の公的機関、民間の専門機関など多様な主体との連携が重要となり、それぞれが持つ専門性と資源を最大限に活用できる体制づくりの構築が求められます。

本市においては、本事業に関する共通理解や総括的な議論を行う「重層的支援体制整備事業推進会議」を設置し、様々な関係機関との顔の見える関係づくりや相互理解の促進、役割分担の確認、状況に応じた評価と改善を積み重ねながら、持続可能で効果的な連携体制の構築を図ります。



【図5 本事業の連携体制図】



Ⅲ 各事業の実施体制

3-1 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援機関の取組を活かしつつ、相談者の属性や世代、相談内容等を問わず包括的に相談を受け止め、本人や世帯の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行う事業です。

本市では、福祉分野の包括的な相談窓口を設置しており、同機能を相談支援の中核として捉え、各分野の相談窓口と連携・協働を図りながら、市全体で「断らない相談支援体制」の構築を目指します。

また、各相談窓口で受けた相談のうち、相談者が複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、単独の支援機関や既存の連携体制等では対応が難しいと判断されたケース等については、多機関協働事業へつなぎます。

(1) 地域包括支援センター運営事業の概要

分野	高齢	設置か所数	本所1か所、支所9か所
運営形態	委託	所管課	長寿介護課
機関名称	霧島市地域包括支援センター		
基本となる対象者	主に65歳以上の高齢者及びその家族など		
事業内容	「霧島市すこやか支えあいプラン」に基づき、地域包括ケアの中核機関として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職により、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の業務を一体的に行います。		

(2) 相談支援事業の概要

分野	障害	設置か所数	2か所
運営形態	委託	所管課	障害福祉課
機関名称	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島市基幹相談支援センター ・社会福祉法人 たちばな会 オレンジの里 		
基本となる対象者	障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護者など		
事業内容	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士などが障がい者の日常生活及び社会参加等について総合的に相談に応じ、障がい者の権利擁護や地域の福祉サービスの利用等のために必要な支援を行います。		

(3) 利用者支援事業の概要

分野	子ども	設置か所数	1か所
運営形態	直営	所管課	こども家庭相談センター 母子保健課
機関名称	こども家庭センター (児童福祉・母子保健の両機能が相談支援を協力して実施)		
基本となる対象者	妊産婦及び18歳未満の子どもとその家族など		
事業内容	児童福祉と母子保健を一体的に運営し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことで、妊産婦及び乳幼児の健康維持・健康増進を図ります。また、子育てに困難を抱える家庭に対して包括的な相談・支援を行います。		

(4) 自立相談支援事業の概要

分野	困窮	設置か所数	1か所
運営形態	直営	所管課	地域福祉課
機関名称	自立相談支援機関		
基本となる対象者	生活困窮者を含む全ての市民		
事業内容	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、支援プランに基づいた就労、居住等の自立に向けた支援を行います。 また、生活困窮者だけでなく、生活上の様々な困りごとや悩み等を相談できる窓口としての機能も有しています。		

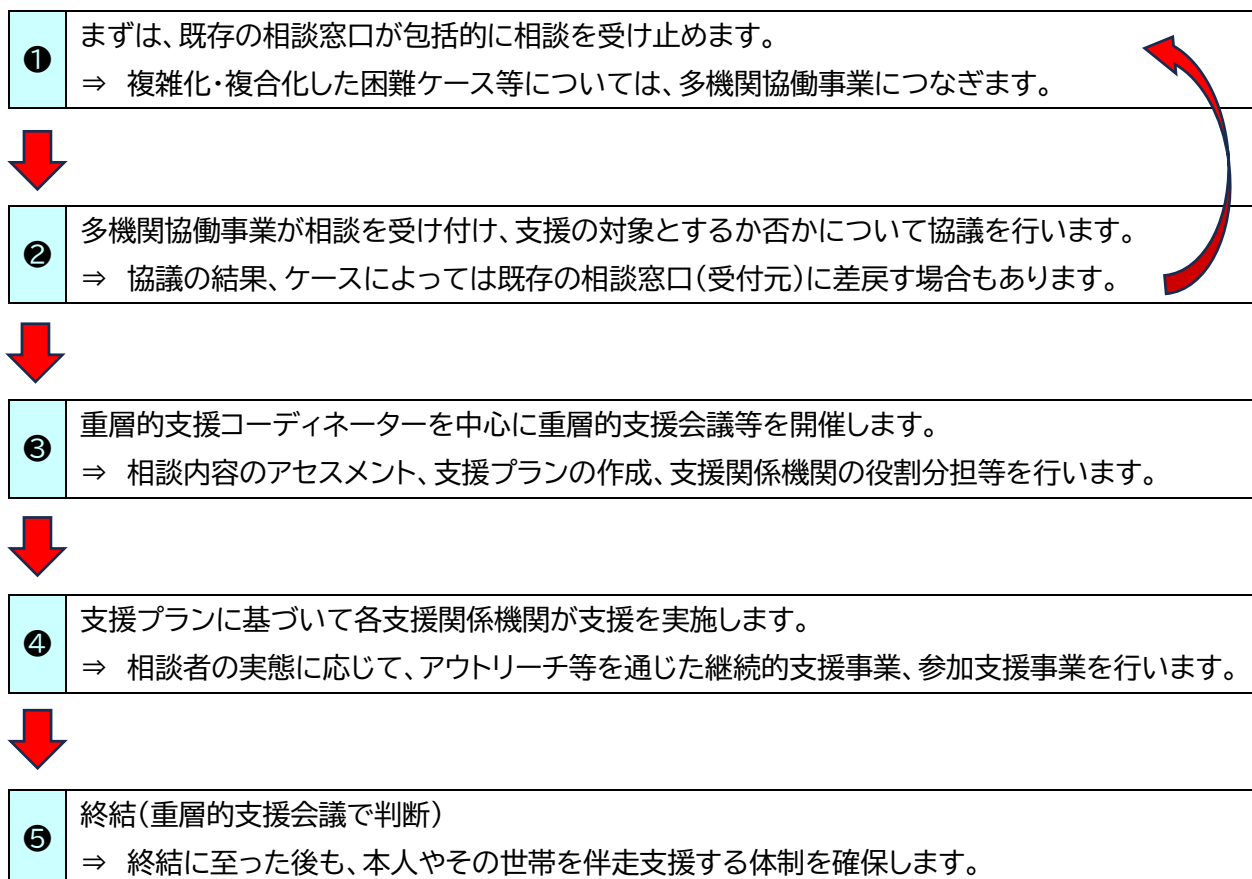
3-2 多機関協働事業

多機関協働事業は、本事業の中核的役割を担い、単独の支援機関や既存の連携体制等では対応が難しい複雑化・複合化したケース等について支援を行う事業です。重層的支援コーディネーターを中心に、課題の把握、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といったケース全体の調整機能を果たし、支援者を支援する役割も担います。また、重層的支援会議や支援会議を活用して、支援プランの目標や方向性等について協議を行い、課題の解決に向けてチームによる支援を行います。

(1) 多機関協働事業の概要

分野	複合的な課題等	設置か所数	1か所
運営形態	直営	所管課	地域福祉課
基本となる対象者	複合的な課題等を抱える本人やその家族、制度の狭間にいる方など		
事業内容	<p>相談支援機関等からつながれた複雑化・複合化したケース等について相談を受け付け、重層的支援コーディネーターを中心に重層的支援会議等を開催し、支援プランに基づいたチームによる支援を行います。</p> <p>また、包括的な支援体制を構築するために、庁内連携や地域の関係機関等との連携体制の強化を図ります。</p>		

(2) 多機関協働事業の基本的な流れについて



3-3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、自ら支援を求めることが難しい方などに対して、必要な支援を届ける事業です。本支援の対象者は、本人が長期にわたるひきこもり状態にあるなど、支援の申し出(本人同意)を得ることが難しい状況であることも想定されるため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を丁寧に行います。

また、潜在的な課題を抱える方を早期発見・早期支援するために、多機関協働事業からつながれる以前に支援活動を行ったり、本人同意を得るまでに時間を要する場合は、守秘義務を課せられた支援会議を活用したりして、支援の方向性について協議・共有を行います。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の概要

分野	ひきこもり等	設置か所数	1か所
運営形態	委託	所管課	地域福祉課
機関名称	霧島市社会福祉協議会 (地域福祉課に在籍するひきこもり支援員も連携・協働して実施)		
基本となる対象者	ひきこもり状態等で自ら支援を求めることが難しい方、必要な支援が届いていない方など		
事業内容	関係機関や地域住民等と連携して、潜在的な課題を抱える方の早期発見に取り組みます。また、本人等とのつながりを形成するために、手紙やメール・SNS 等でのやりとりを行います。本人等との信頼関係が構築された後も、定期的な家庭訪問や関係機関への同行支援等を行います。		

3-4 参加支援事業

参加支援事業は、既存の福祉サービスの要件に該当しない方や、長期にわたるひきこもり状態等で社会とのつながりが希薄化している方などに対して、社会とのつながりを回復するための支援を行う事業です。

本人等のニーズや課題に応じて、地域にある社会資源と本人との間を調整し、マッチングを行います。また、マッチング後も、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかなど、定期的なフォローアップを行います。

参加支援事業の概要

分野	社会的孤立等	設置か所数	1か所
運営形態	委託	所管課	地域福祉課
機関名称	霧島市社会福祉協議会		
基本となる対象者	既存制度の狭間にいる方、社会とのつながりが希薄化している方など		
事業内容	本人やその世帯が抱えるニーズや課題を丁寧に把握し、就労支援、居住支援、学習支援、交流体験などの地域の社会資源とのマッチングを行います。 また、マッチング後も受け入れ先等を定期的に訪問し、本人や世帯の状態に寄り添いながら、段階的に社会とのつながりを回復する支援を行います。		

3-5 地域づくり事業

地域づくり事業は、高齢、障害、子どもの各分野において実施されている既存事業の取組を活かしつつ、新たに生活困窮分野の地域づくり事業を一体として実施することにより、属性や世代を超えて全ての地域住民等が交流できる場や居場所の確保を行う事業です。また、これらの事業における様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場を設定することで、福祉分野に留まらず、多様なつながりが生まれる環境の推進を行います。

これらの支援により、新たな交流・参加・学びの機会や多様な地域の担い手を生み出し、地域活動の更なる活性化や住民同士の見守り・支え合い等の取組の促進を図ります。

(1) 地域介護予防活動支援事業の概要

① 地域のひろば推進事業の概要

分野	高齢	申請団体数	116 団体
運営形態	一部委託	所管課	長寿介護課
機関名称	霧島市社会福祉協議会		
基本となる対象者	高齢者及びその支援者など		
事業内容	<p>地域住民に対して、通いの場を提供することで、地域の人々との触れ合いを通して社会的孤立を防ぎ、生きがいづくり、ひきこもり予防、認知症予防、心身機能の向上等の介護予防を推進します。</p> <p>活動形態としては、地域が企画運営を自ら行う「自主運営型」と霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーが自主運営に向けてのサポートを行う「委託型」があります。</p>		

② 介護保険ボランティアポイント事業の概要

分野	高齢	登録人数	265 人
運営形態	一部委託	所管課	長寿介護課
機関名称	霧島市社会福祉協議会		
基本となる対象者	第1号被保険者の高齢者		
事業内容	<p>ボランティア活動を通じて、介護予防、生きがいづくりを推進します。</p> <p>ボランティア登録員が指定受入機関(介護事業所、小学校、通いの場)等で行ったボランティア活動について、1時間につき100ボランティアポイントを付与し、ポイントの取得数により年間で介護保険料基準月額の1割程度を上限とした交付金を交付します。</p> <p>ボランティア登録員が、高齢者施設等での活動に加え、地域の高齢者の生活支援・介護予防の担い手となるよう参加者の意欲向上に努め、より多くの高齢者が社会参加できるようサポートします。</p>		

(2) 生活支援体制整備事業の概要

分野	高齢	設置か所数	1か所
運営形態	委託	所管課	長寿介護課
機関名称	霧島市社会福祉協議会		
基本となる対象者	高齢者及びその支援者など		
事業内容	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくために、生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりや、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。		

(3) 地域活動支援センター事業の概要

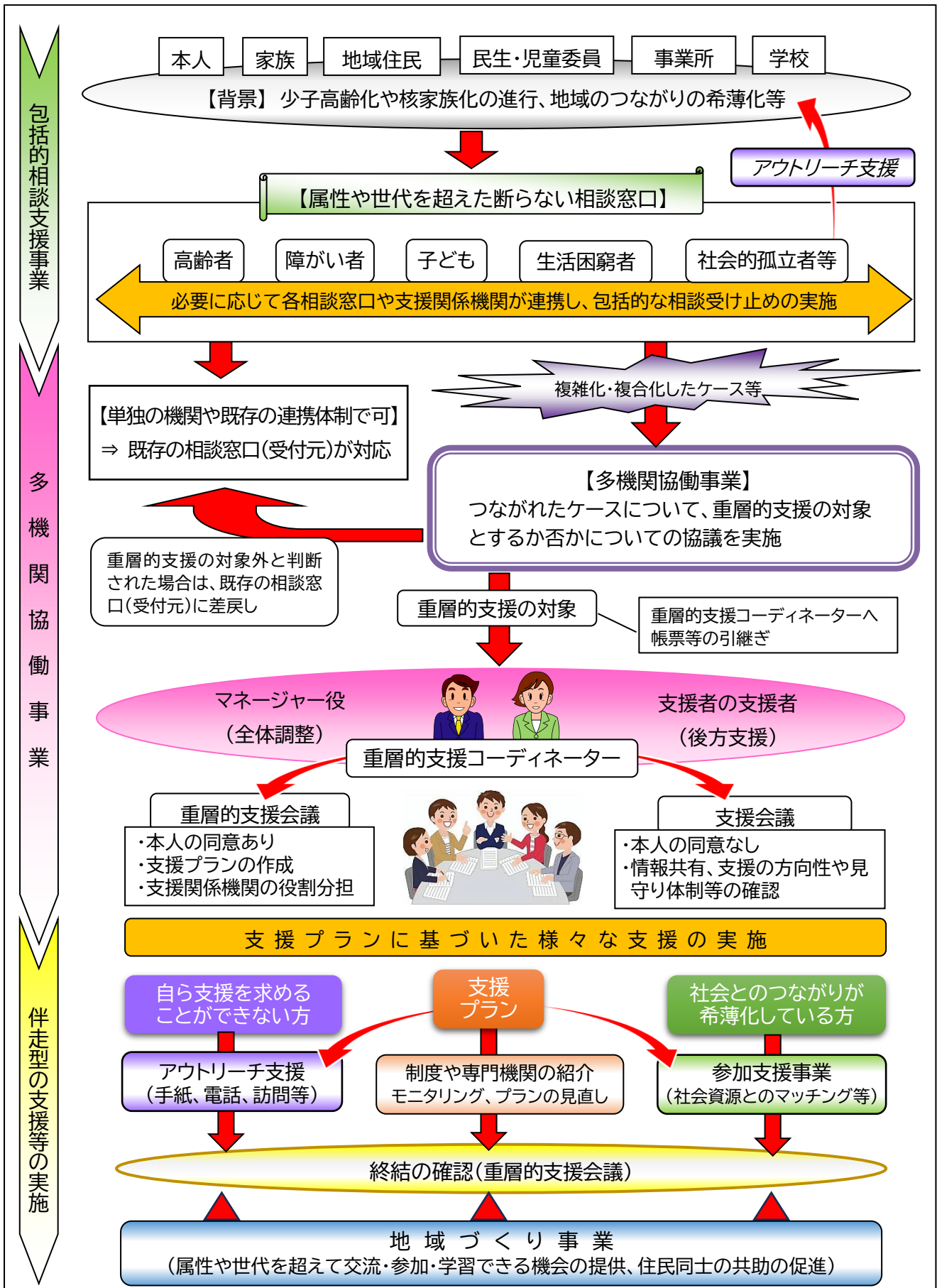
分野	障害	設置か所数	1か所
運営形態	委託	所管課	障害福祉課
機関名称	社会福祉法人たちばな会 オレンジの里		
基本となる対象者	障害者手帳を保持している方又は自立支援医療を利用している方		
事業内容	地域で生活している障がい者に対し、日常生活の支援や社会生活等に関する相談に対応します。また、創作的活動や生産活動、地域交流活動等を通じて、社会復帰や自立した生活に向けての総合的な支援を行います。		

(4) 地域子育て支援拠点事業の概要

分野	子ども	設置か所数	10か所
運営形態	直営及び委託	所管課	子育て支援課
機関名称	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンター(直営) ・キッズパークきりしま(委託) ・子育て支援センターひだまり(照明保育園・委託) ・子育て支援センターぴよぴよ(安良保育園・委託) ・子育て支援センター子育てルンルン(きりしまこども園・委託) ・子育て支援センターすくすく(牧之原認定こども園・委託) ・子育て支援センターアトムの家(のぐち童夢園・委託) ・子育て支援センターつどいのひろば(隼人総合福祉センター・委託) ・子育て支援センターぽっけ(国分海の風認定こども園・委託) ・子育て支援センターにこにこ(隼人認定こども園・委託) 		
基本となる対象者	未就学児及びその保護者など		
事業内容	未就学児を育てる保護者などに身近な交流・集いの場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、助言その他の支援等を行います。関係機関とも連携を図りながら、地域の子育て機能の更なる充実及び保護者等の育児に対する負担等の緩和につなげます。		

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくりの概要

分野	困窮	設置か所数	1か所
運営形態	委託	所管課	地域福祉課
機関名称	霧島市社会福祉協議会		
基本となる対象者	生活困窮者を含む全ての市民		
事業内容	生活困窮を含め、生活上の様々な困りごとを抱えた市民の社会的孤立を防ぐために、住民同士による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える方の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複雑化・複合化させないための予防的対処などを行います。		



IV 会議体の設置と運営

4-1 重層的支援会議と支援会議

本事業を円滑に推進するため、次の会議体を設置します。

項目	重層的支援会議	支援会議(緊急性あり)
本人同意	同意あり	同意なし
目的	相談者に関する情報共有を行い、支援プランの作成や支援関係機関の役割分担を円滑に実施する。	会議の構成員に守秘義務を設け、相談者に関する情報共有を行い、支援の方向性等を協議する。
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者に関する情報共有 ・支援プランの作成 ・支援関係機関の役割分担 ・支援プランの見直し ・支援の終結等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者に関する情報共有 ・支援の方向性を協議 ・アウトリーチ等による同意の取り付け
開催時期・方法	地域福祉課が適切なタイミングで会議を開催し、ケースごとに必要と判断される関係機関を参集する。	
想定される参加機関等	<input type="checkbox"/> 初めに相談を受けた既存の窓口(受付元) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 警察署	<input type="checkbox"/> 庁内の関係課(教育委員会等) <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 各小・中・高等学校 <input type="checkbox"/> その他の関係機関等

4-2 重層的支援体制整備事業推進会議

目的	本市の重層的支援体制整備事業について、事業の目的や方向性を確認し、関係機関や地域等との連携・協働を円滑に推進するとともに、事業の評価を行い、実施計画等の見直し、改正を行う。
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的や方向性、取り扱う案件、実施計画等の確認、共通理解 ・ 各関係機関の主な役割分担の確認、顔の見える関係づくり ・ 事業実績の報告、評価 ・ 評価に基づく実施計画等の見直し、改正
開催時期	年数回程度
参加機関	各事業実施所管課の課長等及び委託先の所属長等

V 事業の目標と計画の進行管理

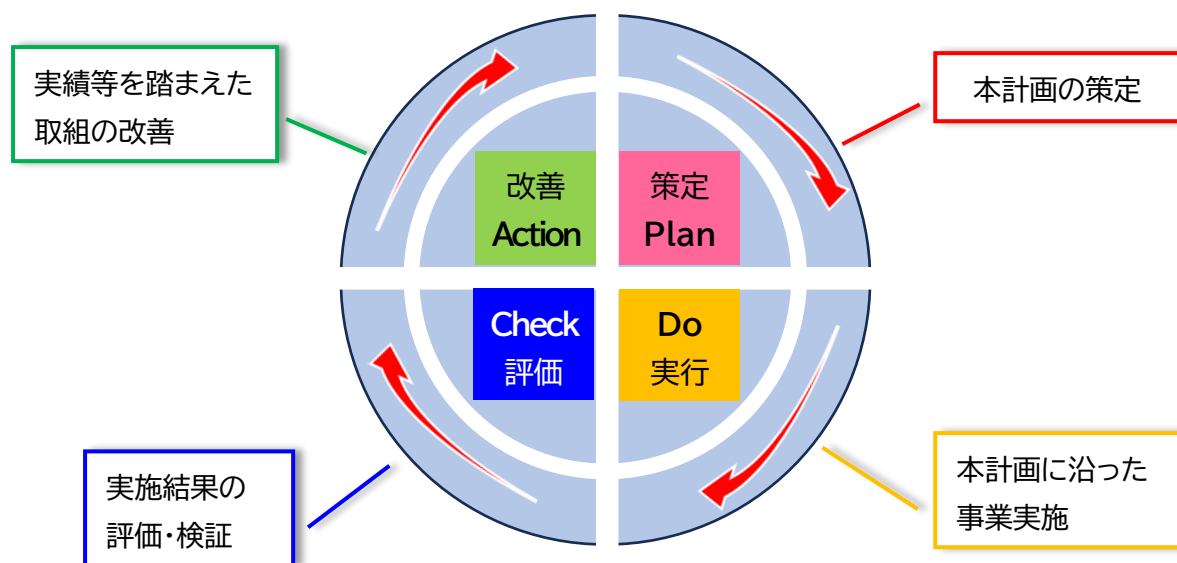
5-1 各事業の数値目標

本事業を構成する各事業のうち、既存事業については個別計画やこれまでの実績等を基に算出し、新規事業については、本市と同規模の他自治体の取組状況を参考に目標設定しています。

機能・役割	事業	指標項目	R6年度 実績	R9年度 目標(見込)	目標の基本となる根拠等
① 包括的相談支援	【高齢】 地域包括支援センター運営事業	総合相談対応 延件数	11,077件	10,000件	所管課が把握 する実績値
	【障害】 相談支援事業	総合相談対応 延件数	3,004件	3,000件	
	【子ども】 利用者支援事業	こども家庭センター(児童福祉)に おける延利用者数	2,029件	2,029件	・事務事業評価 シート ・地域保健・健康 増進事業報告
		こども家庭センター(母子保健)に おける延利用者数	8,215件	8,215件	
【困窮】 生活困窮者自立支援事業	新規相談件数	139人	150人	事務事業評価 シート	
② 多機関協働	多機関協働事業	相談受付件数	新規事業	50件	新規事業となる ため、本市と同規 模の他自治体の 実績を参考
		重層的支援会議 実施回数	同上	20回	
		支援プラン策定 件数	同上	15件	
③ アウトリーチ等を通じた継続的支援	アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	支援プラン策定 件数	同上	10件	
④ 参加支援	参加支援事業	支援プラン策定 件数	同上	5件	
⑤ 地域づくり	【高齢】 地域介護予防活動 支援事業	地域のひろば 申請団体数	118団体	130団体	霧島市すこやか 支えあいプラン
		介護保険ボランティア ポイント事業登録人数	292人	400人	
	【高齢】 生活支援体制整備事業	福祉活動を行う団体と のネットワーク数	23か所	30か所	
	【障害】 地域活動支援センター事業	委託先である「オレンジの里」の延利用者数	1,490人	1,500人	所管課が把握 する実績値
	【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター 延利用者数	41,379人	47,883人	霧島市 こども計画
【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	新たな居場所の 開設数	新規事業	3か所	所管課が把握 する実績値	

5-2 計画の評価と進行管理

本計画の評価及び進行管理については、各事業実施所管課の課長等及び委託先の所属長等で構成する「重層的支援体制整備事業推進会議」において実施します。本事業の評価に当たっては、各事業の実施状況及び次年度に向けた改善点等の報告を行い、必要に応じて見直し等を行うことで、適切な評価と進行管理に努めることとします。



【図6 本事業におけるPDCAサイクルの観点】



霧島市重層的支援体制整備事業実施計画

【令和8年4月】

発行・編集 霧島市保健福祉部
〒899-4394
鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番1号
TEL 0995-45-5111 (代表)
FAX 0995-47-2522
HP <http://www.city-kirishima.jp>
E-mail @city-kirishima.jp